

**令和 9 年執行予定 統一地方選挙に係る啓発事業の企画・運営業務委託
公募型プロポーザル募集要項**

1 目的

令和 9 年執行予定の統一地方選挙において、選挙名、投票日、投票方法等を広く周知し、有権者、特に若年層の投票率の向上を図るため、啓発用ポスター等の作成及び高いパブリシティ効果が期待される啓発事業の実施を委託するものである。

2 内容

(1) 名称

令和 9 年執行予定 統一地方選挙に係る啓発事業の企画・運営業務委託

(2) 業務内容

別紙 1 「業務委託仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から選挙期日 12 日後まで

3 契約上限額

金 16,722,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

4 契約に関する事項

(1) 契約方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議の上、仕様書及び企画提案書に基づき確定する。

ただし、契約の締結に際して、仕様書及び企画提案書の内容が実施できない等、応募書類に虚偽又は不実の記載があった場合、契約締結をしない。これに加えて、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置、及び事業実施の遅れ等、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

本委託仕様の契約書に規定する検査の実施については、本市と受注者が別途協議の上、成果物の受入れの基準となる検査項目、検査方法等の必要な事項を定め、本市と本受注者の立会いの上、納品場所において納品物の受入れを行うための検査を行い、可否を判定するものとする。

(3) 業務委託契約書

別紙 2 「業務委託契約書」のとおり

(4) 契約保証金

- ① 契約保証金…必要。ただし、大阪市契約規則第 37 条第 1 項の規定に該当する場合は免

除する。

② 保証人…不要とする。

(5) 再委託について

別紙1「業務委託仕様書」の「8 再委託」(P4)のとおり

(6) その他

委託契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除する。

5 参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) プロポーザル参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) プロポーザル参加申請時において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 令和7・8・9年度の大阪市入札参加有資格者名簿において業務委託種目「04 映画等制作・広告・催事、印刷 02 広告代行」の種目で登録していること

6 参加申請書類等の配布

(1) 配布期間

令和8年9月15日（火）～令和8年10月16日（金）

(2) 配布書類

- ① 別紙1「業務委託仕様書」
- ② 別紙2「業務委託契約書」
- ③ 別紙3「企画提案書作成要項」
- ④ 別紙4「審査方法及び審査基準」
- ⑤ 別紙5「公募型プロポーザル参加申請書」
- ⑥ 別紙6「質問書」

(3) 配布方法

本市ホームページ及び担当部局（15 提出場所・問合せ先参照）

7 質問

(1) 質問方法

別紙6「質問書」を電子メールに添付し、件名を「統一地方選挙に係る啓発事業の企画・

運営業務委託」として、「15 提出場所・問合せ先」宛て送付すること。また送付後に、担当部局に電話で確認を行うこと。

(2) 質問期限

令和 8 年 10 月 2 日（金）17 時 30 分まで

(3) 回答

令和 8 年 10 月 8 日（木）に、本市ホームページに掲載する。

8 参加申請

(1) 申請書類

参加を希望する者は、別紙 5 「公募型プロポーザル参加申請書」を 1 通提出すること。

(2) 提出期間

令和 8 年 9 月 15 日（火）～令和 8 年 10 月 16 日（金）17 時 30 分

(3) 提出方法

持参・郵送は問わない。ただし、持参する場合は、大阪市役所本庁舎開庁日の 9 時～17 時 30 分（12 時 15 分～13 時を除く。）に限り受け付ける。郵送により提出する場合は、前もって担当部局に電話連絡することとし、期限内に必着のこと。

(4) 提出場所

「15 提出場所・問合せ先」のとおり。

(5) 参加資格審査結果

参加事業者すべてに対して、令和 8 年 10 月 27 日（火）に電子メールにより通知する。

9 企画提案書提出及びプレゼンテーション

(1) 提出書類

- ① 企画提案書 8 部（社名入り 1 部、社名なし 7 部）

※別紙 3 「企画提案書作成要項」の指示に基づき作成すること

- ② 企画提案書の PDF データ 2 部（社名入り 1 部、社名なし 1 部）

- ③ 経費見積書 1 通（任意の様式で可）

※社名なしの企画提案書については、提案事業者を特定できないよう、事業者の商号又は名称、代表者氏名等をマスキングすること。

(2) 提出期限

令和 8 年 10 月 26 日（月）17 時 30 分

(3) 提出方法

紙書類の提出について、持参・郵送は問わない。ただし、持参する場合は、大阪市役所本庁舎開庁日の 9 時～17 時 30 分（12 時 15 分～13 時を除く。）に限り受け付ける。郵送により提出する場合は、前もって担当部局に電話連絡することとし、期限内に必着のこと。

また、企画提案書の PDF データについては、電子メールにて提出すること。送付後には、

担当部局に電話で確認を行うこと。

(4) 提出場所

「15 提出場所・問合せ先」のとおり

(5) プレゼンテーション日時通知

令和8年10月27日（火）に電子メールにて通知する。

(6) プレゼンテーション審査（予定）

① 開催日…令和8年11月6日（金）

② 開催場所…大阪市役所本庁舎会議室

③ 留意事項

- ・ プレゼンテーションの実施時間は、1事業者約30分程度（質疑応答を含む）とする。
- ・ プレゼンテーション内容及び議事について、正確に記録するため録音または録画を行う場合がある。

※審査日程、実施方法は変更する場合がある。

10 審査方法及び審査基準

別紙4「審査方法及び審査基準」による。

11 失格

提案者が次のいずれかに該当した場合は、失格として審査対象から除外する。

- (1) 選定委員又は本市職員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めた場合
- (2) 企画提案内容又は提案の意思について、他の提案者と相談を行った場合
- (3) 受注者が決定するまでの間に、意図をもって企画提案内容を開示した場合
- (4) 企画提案書等に虚偽又は不実の記載があった場合
- (5) 企画提案書又はプレゼンテーションの内容が募集要項、別紙1「業務委託仕様書」及び別紙3「企画提案書作成要項」に示す基準や内容を大きく逸脱している場合（例：記述のない評価項目がある、白紙である等）
- (6) 契約上限額を超える提案があった場合
- (7) その他審査に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- (8) 応募受付後から業者決定までの間に、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けた場合

12 選定結果の通知

選定結果は、電子メールにてすべての提案者に通知するとともに、本市ホームページに掲載する。

13 その他

- (1) 受注者として決定を受けた提案者が、参加申請に必要な書類の提出時から契約締結までの期間において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合は、その決定を無効とする。
- (2) 全ての企画提案書等の作成や提出にかかる経費は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 提出された書類は、審査及び業者選定の用以外に使用しない。(ただし大阪市情報公開条例(平成13年大阪市条例第3号)に基づく公開を除く。)
- (5) 提出された書類は、大阪市情報公開条例(平成13年大阪市条例第3号)に基づき、非公開情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。
- (6) 提出期限後の企画提案書等の提出、差替は認めない。
- (7) 本市より提供した資料及びその他知り得たすべての情報について、本市の許可なく他の者へ漏らしてはならない。
- (8) 事務所所在地など申請内容等に変更が生じた場合は速やかに報告すること。
- (9) 契約の締結は、受注者決定後速やかに行うものとする。ただし、受注者の企画提案書について、必要に応じて本市により内容を変更することがある。
- (10) 参加申請書提出期間に参加申請者が現れなかった場合は、当該プロポーザル方式による受注者選定手続きを中止する。なお、1者のみの参加申請となった場合は受注者選定手続きを行うものとする。
- (11) 参加申請書を提出した者のうち、企画提案書の提出者として選定されなかった者は、通知をした日の翌日から起算して5日(休日を含まない。5日目は17時30分まで。)以内に、説明請求の書面(様式自由、A4判とする)にて非選定理由についての説明を求めることができる。ただし、説明請求書面を電子メールに添付し、「15 提出場所・問合せ先」宛て送付すること。また送付後に、担当部局に電話で確認を行うこと。
- (12) 企画提案書の提出期間に提案者が現れなかった場合は、当該プロポーザル方式による受託者選定手続きを中止する。なお、1者のみの提案となった場合は受託者選定手続きを行うものとする。
- (13) 評価結果及び選定結果は、決定後速やかに本市ホームページに掲載し、企画提案書を提出した者のうち、受注者として選定されなかった者は、通知をした日の翌日から起算して5日(休日を含まない。5日目は17時30分まで。)以内に、説明請求の書面(様式自由、A4判とする)にて非選定理由についての説明を求めることができる。説明請求書面を電子メールに添付し、「15 提出場所・問合せ先」宛て送付すること。また、送付後に、担当部局に電話で確認を行うこと。
- (14) (11)及び(13)の申出に対する回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(休日を含まない)以内に、電子メールにより通知する。

14 スケジュール(予定)

令和 8 年 9 月 15 日（火）	公募・質問受付開始
令和 8 年 10 月 2 日（金）	質問書提出期限
令和 8 年 10 月 8 日（木）	質問回答（本市ホームページ）
令和 8 年 10 月 16 日（金）	参加申請書提出期限
令和 8 年 10 月 26 日（月）	企画提案書等提出期限
令和 8 年 10 月 27 日（火）	参加資格審査結果通知 プレゼンテーション日時通知
令和 8 年 11 月 6 日（金）	プレゼンテーション・事業者選定委員会
令和 8 年 11 月中旬	選定結果通知
令和 8 年 11 月下旬	契約締結
令和 9 年 4 月中旬	事業完了

15 提出場所・問合せ先（担当部局）

大阪市行政委員会事務局選挙部選挙課 中山・磯田

〒530-8201

大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号 大阪市役所本庁舎 4 F

電話番号：06-6208-8515

電子メール：vg0008@city.osaka.lg.jp